

令和 8 年度第 1 回防府警察署協議会会議録

開催日時		令和 8 年 7 月 1 6 日（木） 午後 3 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までの間
開催場所		防府警察署 3 階 講堂
出席者	公安委員会	今村公安委員
	委員	池永委員、中司委員、杉本委員、佐戸委員、藤田委員、 山下委員、松本委員、島田委員、有近委員、桃井委員 計 1 0 人
	警察	署長、副署長、主幹、警務課長、警察安全相談課長、 生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、 交通課長、警備課長 計 1 1 人
議題		1 業務説明 2 特殊詐欺被害防止対策
1 会長挨拶 本日は暑い中、各委員及び今村公安委員にご出席いただき感謝申し上げます。 今年度第 1 回目の協議会で委員の変更はないが、新たに署長、副署長及び数名の課長が着任され、このメンバーで今年度の協議会を運営していくので、よろしく願います。 今回の諮問事項は、「特殊詐欺被害防止対策」という議題であり、防府警察署管内においても高額の詐欺被害が複数発生しているところ、防止対策などについて忌憚のない意見をいただき、有意義な会議にしたいと考えている。 2 署長挨拶 （省略） 3 公安委員挨拶 防府警察署協議会の皆様には、日頃から貴重な意見を積極的に寄せていただくなど、県警及び防府警察署としても、本当にありがたく思っている。 警察署協議会は、平成 1 3 年に始まり 2 5 年を迎え、管内にお住まいになられ、あるいは管内で働いておられる皆様方から地域の実情に即した意見や提言をいただき、警察署の業務運営に反映させていくという大変貴重な場である。 今回の協議事項は、「特殊詐欺被害防止対策」であり、被害に遭った方は高齢者に限らず若者もいる。 そういう意味でも、年齢も様々で世代の異なる委員の皆様方には、忌憚のない		

意見をいただきたい。

4 業務推進状況の説明（各課長）

令和8年6月末までの業務推進状況について、以下の項目に沿ってパワーポイントで説明した。

- 刑法犯認知状況
- 少年非行の現況
- 犯罪抑止対策の推進状況
- 交通事故発生状況と特徴
- 災害対策の推進状況
- 地域安全活動の推進状況
- 牟礼交番移転建替整備状況

5 前回諮問事項「大規模自然災害に備えた諸対策の推進」に関する対応状況の報告（警備課長）

（省略）

6 諮問事項説明（生活安全課長）

「特殊詐欺被害防止対策」についてパワーポイントで説明した。

7 協議

（委員）

各種広報やマスコミ報道で、連日、特殊詐欺被害防止を訴えているがいまだに被害が減らないのが実情である。まずはツールとなる電話対策が重要だと考える。

高齢者の携帯電話使用率も高くなり、先程説明のあった「警察庁推奨アプリ」は非常に良い方法だと思うが、高齢者がこういったアプリを上手に使いこなせるのか心配である。

（生活安全課長）

「警察庁推奨アプリ」は、不審電話の可能性を自動的に判別するもので大変便利で全国で活用され、高齢の方でも設定が容易なアプリである。

（委員）

私もこのアプリを利用している。

警察庁推奨アプリのチラシにある二次元コードを読み取り、本当に簡単な設定で利用できるの、周囲の者にも利用を勧めている。

仕事の関係で知らない番号であっても応答する必要があるが、不審な番号は画面に警告表示がでるので、非常に有効な手段だと感じている。

（委員）

いくら設定が簡単で利用しやすいアプリであったとしても、高齢者が一人でアプリを設定するのは難しいと感じる。

交番等の警察官が各世帯を巡回する際に、そういった設定の手助けをすることはできないか。

(生活安全課長)

警察官がアプリの設定を支援する取組も行っている。

例えば、各種会合の場や交番等の警察官の巡回の機会にアプリを紹介して、目前で初期設定の説明をするという活動も進めている。

(委員)

携帯電話はアプリで対策ができるが、固定電話も引き続き対策が必要である。

交番の方が高齢者方を訪問して、国際電話不受理の申し込み手続やナンバーディスプレイサービス無料化の広報をされていることは承知しているが、こういった地道な活動も継続してもらいたい。

(委員)

被害防止広報も必要であるが、こういった犯罪に加担させないという教育も必要だと思う。

小学生や中学生、高校生に対しては、早い段階から、携帯電話、SNSの安全な利用など犯罪に巻き込まれないための教育とか注意喚起といったものが大事だと思う。

警察官が学校に出向いて、特殊詐欺被害の実態を紹介して、知らないうちに犯罪に加担してしまう恐ろしさなどを直接指導していただくことがより効果的な取組となると思う。

(生活安全課長)

若年層に対する携帯電話の安全利用やSNS関連の教育に関しては、警察官が学校に出向くなどして各種講習を実施している。

高校生に関しては、新入生情報モラル教室という機会を通じて行い、中学生には、学校からの要請に応じて警察官が出向いて講習会を実施するほか、警察本部とのリモートによる講習会や通信事業者と連携したモラル教室も行っている。

小学生には、ネットの使い方や使用時間について親子で取り決めをさせる親子同時教室を開催するなど、対象に応じた教育を実施している。

(委員)

高齢者に対する被害防止対策として、携帯電話販売会社からの注意喚起や被害防止設定など、より個別・具体的に広報してもらうことはできないだろうか。

特に、新規契約や乗り換え、買い替えなどで店舗を訪れた際に、店員が目の前で被害防止に関する各種初期設定を指導するのが良いと思うので、警察から販売会社等への指導や協力を依頼してはどうか。

(生活安全課長)

携帯電話会社だけでなく固定電話に関しても販売店に協力をお願いして、国際電話不取扱手続、ナンバーディスプレイサービスの無料化、各種被害防止広報用チラシの配布などの協力をしてもらっているので、引き続き協力依頼を求めている。

(委員)

様々な年齢層に対する被害防止を呼び掛ける方法として、「標語コンテスト」などを催すのも一つの方法ではないかと思う。

例えば、生徒等の皆さんには夏休みの宿題や各種防犯教室の場面で考えてもらったり、市民から広く公募しても良いと思う。

標語コンテストをするという情報を拡散することで話題となり、そういった意識が醸成される。また、優秀作品をいろいろな場面で掲示したり、マスコミ等各種メディアを通じて拡散すれば効果的な広報となるのではないだろうか。

目と耳から得たものが自然と記憶に残り防犯対策となるような、そんな方法も検討してみてはどうか。

(委員)

うそ電話に関しては、警察やマスコミによる被害防止広報で、犯人が電話でどのような会話をしてくるのかある程度知ることができて、被害防止に役立っていると思う。

一方、SNS型ロマンス投資詐欺は、どのようなアプリを介して話しているうちに騙され被害に遭っているのか、どういったアプリが危険なのか、どういった話から騙されていくのか、そういった情報が少ないと感じている。

SNS型ロマンス投資詐欺についても、ある程度具体的で臨場感のある手口の内容を広報することで注意を促すことができるのではないかと思う。

(委員)

特殊詐欺被害における被害金額の交付形態を見ると、現金交付とATMでの振り込みが大半を占めている。

金融機関側も被害防止対策として、高額出金者やATMコーナーでの携帯電話利用客に声掛けをして、振込理由などを聞き取り、被害防止を図っていることは承知している。

しかし、これだけ被害が発生しているということは、出金時や送金時の声掛けなどの対策が不十分な気もするので、引き続き警察から金融機関に対する協力依頼をお願いする。

(委員)

被害防止対策として、自治会等の会合や広報誌などを通じて広報していることは承知している。

ただ、こういった広報は、自治会に入っている人には効果的であるが、そうではない人にはなかなか伝達が難しいものである。

最近では、自治会に入らないアパートや個人宅も多くなってきたことから、こういったアパート等を把握するなどして、漏れのない被害防止広報を行っていく必要があると思う。

8 業務説明に関する質疑、その他要望

(委員)

今年4月から自転車の交通反則制度が始まったが、防府警察署における自転車に対する切符処理状況を教えていただきたい。

(委員)

歩道を走行する自転車がいたり、車道を走行する自転車がいたりするなど、自転車の走行すべき場所が統一されていないと感じるが、そういった状況があっても良いのか確認しておきたい。

(交通課長)

自転車の交通違反に関する切符処理は、違反があれば全て切符処理するわけではなく基本的には指導警告としている。その中でも悪質・危険なものについて切符処理する方針となっている。

特に悪質・危険な、酒酔い運転や酒気帯び運転については、罰金対象の交通切符、いわゆる赤切符で処理している。

なお、制度開始の4月以降、防府警察署管内での自転車に対する交通反則切符の適用はない。

自転車の通行場所であるが、歩道については、基本的に「自転車歩道通行可の標識がある場所」において可能である。

また、こういった標識がない場所であっても、道路状況や他の交通状況に照らし合わせ、車道を走行することが危険である場合や13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転する自転車についても歩道を走行することができる。

(委員)

非行少年の検挙・補導状況が、前年対比で増加しているが何が要因であるのか聞きたい。

(生活安全課長)

非行少年の検挙・補導の分類上で「風俗犯」というものがあり、その検挙人員の増加が一つの要因である。

「風俗犯」とは、わいせつ事犯や賭博などであり、前年に比べてこれらの検挙人員が増加している。

9 公安委員講評

冒頭でお話ししたように「世代が違えば意見も違う」ということで、委員の皆様方から様々な意見をいただき本当にありがたく思っている。

特殊詐欺被害防止対策については、高齢者に対する広報が非常に重要なポイントであり、警察では戸別訪問などをはじめ、可能な限り実施しているが全てに徹底することは非常に難しいと感じている。

また、若い世代についても、企業などと連携した各種講習会を実施しているが、今後もこういった「若いうちからの教育」を念頭に、犯罪の被害防止や犯罪への

加担防止対策を推進していく必要があると感じている。

アイデアの一つとして、被害防止標語コンテストの提案や被害状況をより理解するために、犯罪に利用されたアプリやその具体的手段について意見があったが、県民の皆様が被害に遭いそうな段階で、「あっ、この話どこかで見たことがある。聞いたことがある。」と詐欺に気付くことが重要であり、そういった意味で、地域性のある標語や臨場感のある手口の紹介などは、広く記憶に残る効果的なものになるのではないかと思う。

今回、様々な意見があったように、これまでの既存の対策を今後も地道に続けることが大切であり、そこに新しいアイデアや工夫を取り入れることで、より効果的な被害防止対策を推進していくことができるのではないかと感じた。

10 監察関係事案説明

令和8年2月における警察職員の懲戒処分事案について説明した。

11 配布資料

- 業務説明資料
- 諮問事項資料